

日本版ESOP実務対応報告、公表 — ASBJ

去る2013年12月25日、企業会計基準委員会は第278回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

先端設備等投資支援スキーム

(リース)

第277回委員会でテーマ提言を受けた「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームに係る借手の会計上の取扱い」について、審議が行われた。

事務局から示された方向性は次のとおり(各論点に関する記述内容の方向性は、本誌2014年1月10日・20日合併号(No.1369)情報フラッシュ参照)。

- (1) 現在のルールの変更ではないため、実務対応報告を開発する
- (2) 論点は次の2つ
 - ① ファイナンス・リース取引の判定基準
 - ② 変動リース料

委員から「貸手に触れる必要はないのか」との質問が出され、「今回の経産省の提案は、借手の予見可能性を高めるためであり、スピード感が必要でもあることから、借手についてのみ考

える」との回答がなされた。

日本版ESOP

前回までの審議を踏まえた実務対応報告の文案が提示され、公表議決された。同日公表された、実務対応報告30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の本文は、今号付録を参照いただきたい。

IFRSのエンドースメント

手続

第6回IFRSのエンドース

「概念フレームワーク」DPへのコメント提出へ向けて、追いつき

ASBJ、ASAF対応専門委員会

企業会計基準委員会は、2013年12月26日に第9回ASAF対応専門委員会を、2014年1月7日に第10回ASAF対応専門委員会を開催した。

IASBデイスカッション

ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」以下、「DP」というのコメント提出期日が間近に迫ってきている。第9回の専門委員会でコメ

メントに関する作業部会における検討状況(本誌2014年1月10日・20日合併号情報フラッシュ参照)が報告され、審議が行われた。

委員からは、「適用を容易にするためにはどのようなものがあるべきか」、「解釈となり、実質的なエンドースメントとならないか」なども含め、ガイダンスの位置づけについて一度議論すべき」との意見が出された。これに対し、「ガイダンスは規範性あり。教育文書は規範性なし」という位置づけで考えている」、「いずれば必要な議論だと思いが、今は候補の選択を進めたい」との見解が示された。

メント提出に向けた審議をしており、第10回の専門委員会ではコメント募集で寄せられた意見およびこれまでの審議で拳がった意見を反映させたコメント案を基礎に、専門委員会内の最終議論を交わした。

総論

コメント案の総論部分において、「6」測定「および8」包括利益計算書における表示「純損益

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
2月10日(月)まで	① 源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(1月分)	
2月28日(金)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成25年12月期) 法人税、復興特別法人税、事業税、法人事業所税、法人住民税 ③ 法人(申告期限延長承認)の法人税確定申告 1カ月延長(平成25年11月期) 2カ月延長(平成25年10月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(12月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3、6、9、12月期) ⑥ 法人の中間申告納付(4月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税 ⑦ 法人の消費税中間申告納付 直前期年税額4,800万円超(1カ月ごと)12月期を除く。 直前期年税額400万円超(3カ月ごと)3、6、9月期	③～⑧ 法人の事業年度(課税期間)終了日は各月末日とする。 (付記) 申告期限延長法人の納付延長期間には利子税が賦課されるので、事業年度終了後2カ月以内である法定期限内に法人税額の見込納付を行う(通則法64①)。 ⑤～⑥ 消費税の課税期間特例選択届出書の課税期間を変更するときは、変更する課税期間の開始日の前日までに届出をしない場合には認められない。 ⑦ 1年決算法人で納付額が法人税10万円超、消費税等24万円超の場合である。
2月中において市町村の条例で定める日	⑧ 固定資産税・都市計画税の納付(第4期分)	
(付記) 贈与税は2月3日(月)、所得税、住民税は2月17日(月)から申告書を受け付けている。 なお、e-TAX申告により添付を省略した書面については、法定申告期限から5年間税務署等から提出または提示を求められることがある。		

とその他の包括利益」に関して、主に次のような改善が必要と述べている。

(a) 我々は、資産・負債の測定に関して、財政状態を表す観点からの目的適合性のある測定基礎と財務業績を表す観点からの目的適合性のある測定基礎を適切に使い分けるべきであると考えている。この観点で、本コメントレターは本ディスカッション・ペーパーにおける測定の提案を拡張している。

(b) 我々は、純損益を財務報告の目的から直接に導かれる財務諸表の構成要素の一つとして定義又は説明すべきと考えている。本コメントレターで、我々は純損益の定義を試みており、純損益は財務業績を報告する観点で選択された測定基礎に基づく資産・負債の変動であり、ある期間における企業の事業活動に関する不可逆な成果についての包括的な測定値を表すとの特徴を有すると提案している。

また、D Pのセクション6および8の質問へのコメント案では、ASBJが第3回ASAF会議の際に説明したアジェンダ・ペーパーを基礎にしているため、同会議でのアジェンダ・ペーパーも参照して欲しいと記

述している。

専門委員からは、「セクション6と8を連結して考えるべき。回答をリンクできないだろうか」というような意見が挙がった。

また、セクション7の質問へのコメント案では「現行のIFRSにおける財務諸表注記の要求事項は、一貫した方針で開発されておらず(中略)、開示インシアティブと合せて、現行のIFRSにおける財務諸表注記を見直すことが必要と考えている」というパラグラフがあるが、「これも総論に入れてほしい」という意見もあった。

「セクション1」はじめに

第8回で専門委員より指摘のあったセクション1のIASBの予備的見解(本誌2014年1月10日・20日合併号(No.1369)情報フラッシュ参照)に対し、ASBJは次のようにコメントをする予定である。

「概念フレームワークは、IFRSの開発及び改訂を行う際に際し、IASBを支援するだけでなく、IFRSの開発及び改訂に貢献するIASB以外の関係者にも役立つと考えられる。このため、「IASBを支援する」を「IASB及びIFRSの開発及び改訂に貢献する他の者を支援する」とすべきである。

「仕事が楽しい」。胸を張ってそう言える人がどれくらいいるだろうか。以前よりも多様な働き方ができるようになったし、職業選択の機会も増えた。しかし、生計を立てるためだけに働き、仕事を楽しんでいない人は少なくないように思う。その背景には仕事に対するネガティブなイメージがあるためかもしれない。たとえば「仕事人間」、「仕事のことばかり考えている」などの言葉には否定的なニュアンスがある。また、仕事を頑張りすぎてストレスで病気になるような指導がされることもある。この数年、メンタルヘルス不調予防の取組みに注力している企業も多く、仕事のネガティブな側面に焦点化する傾向は強まっている。

しかし、組織はポジティブな側面に焦点化するほうがよい。なぜなら、仕事のネガティブな側面よりもポジティブな側面に焦点化したほうが、組織はずっと多くのエネルギーを得られるからである。ポジティブな組織は、業績がよく、高い収益を上げていることが、いくつかの実証研究で明らかになっている。そのような組織をつくるための考え方として、ワーク・エンゲイジメントがある。

ワーク・エンゲイジメントとは、「仕事に精力的に取り組み、仕

事から満足感や活力を得て生き活きしている状態」を指す。では、ワーク・エンゲイジメントを向上させるためにはどのようにすればよいのか。そのキーワードは、やはり「ポジティブ」である。具体的には、ポジティブ感情の創出、ポジティブ感情の表現、ポジティブ体験の実践の3つである。

① ポジティブ感情の創出

ストレスがあっても、その後に楽しい経験(ポジティブな感情を伴った経験)をすることでストレ



ス解消できることを証明した実験がある。さらに、経験をすることでだけでなく、その経験を感情として言葉にすることで、より効果は高まる。

また、ポジティブ感情が新たなポジティブ感情を引き出す効果もある。ポジティブな歯車が回りだすとすべてがうまくいくことが少なくない。

② ポジティブ感情の表現

職場で最も身近なネガティブ感情は愚痴であり、それを同僚

に話すことで、不平、不満、心配などのネガティブ感情を強めてしまう可能性がある。愚痴を言い合うことによるネガティブな悪循環に陥っていることに気づき、ポジティブな形で一緒に解決策を探していくことが重要である。

また、褒めることもポジティブ感情の表現である。おだてるのではなく、よかった点を具体的に指摘して褒めることによって、プラスの行動変容を促すことが重要である。

③ ポジティブ体験の実践

忙しく余裕のない生活を送っていると、ポジティブ感情をキャッチするセンサーが退化する。仕事の合間に、日常生活のちょっとした瞬間に、自分にとつての喜びや楽しさを見つめることが重要である。このような行動を練習している人は、長期的に幸福度が高いことが研究で明らかになっている。

*

ポジティブな話をする、「ポジティブになれなくて困っているのだから、そんなアドバイスは参考にならない」という人が必ずいる。身体の状態をポジティブにするために風邪の予防を実践するのに、心の状態をポジティブにするための行動はできないというのは不思議なものだ。(メンタルクリエイター 江口 毅)

*
本コメント案は、1月10日に
行われる企業会計基準委員会を

経て、コメント期限当日である
1月14日にIASBに提出予定
としている。

会計

のれんの非償却は減損テストとセットの方向

—ASBJ、エンドースメント作業部会

去る1月9日、企業会計基準
委員会は第7回IFRSのエン
ドースメントに関する作業部会
を開催した。

前回に引き続き、「検討が必要
な項目の候補」に関する詳細な
検討が行われた。今回の作業部
会で検討が行われた項目は、次
のとおり。

- ① 修正後発事象の会計処理（IAS10号）
- ② のれんの非償却（IFRS3号等）
- ③ 全部のれん方式と購入のれん方式の選択適用（IFRS3号）
- ④ 子会社の報告日が異なる場合の取扱い（IFRS10号）
- ⑤ 開発費の資産計上（IAS38号）
- ⑥ 過去勤務費用（IAS19号）
- ⑦ 退職給付に関する再測定部分（IAS19号）
- ⑧ 金融負債と資本の分類（IAS32号）
- ⑨ 金融資産の減損（IAS39号）
- ⑩ 資本性金融商品のOCIオ
プション（IFRS9号）

①については、「のれんを償却
するよう削除または修正」以下、「修正等」という「IASBが適用後レビューを行い検
中であることから、当面、修正
等せずに受け入れる」という2
つの案が、事務局から示された。
なお、関連して「企業結合で取
得した無形資産の識別」も検討
され、「償却処理に修正等を行う
場合でも、無形資産については
修正等せずに受け入れる」案が
示された。委員からは、「IFRS
Sは非償却のため減損テストが
厳しくなっている。償却するこ
ととする場合、セットで考える
こととなるのか」との質問が出
され、「おそらくそうなる」との
見解が示された。

②については、「のれんを償却
するよう削除または修正」以下、「修正等」という「IASBが適用後レビューを行い検
中であることから、当面、修正
等せずに受け入れる」という2
つの案が、事務局から示された。
なお、関連して「企業結合で取
得した無形資産の識別」も検討
され、「償却処理に修正等を行う
場合でも、無形資産については
修正等せずに受け入れる」案が
示された。委員からは、「IFRS
Sは非償却のため減損テストが
厳しくなっている。償却するこ
ととする場合、セットで考える
こととなるのか」との質問が出
され、「おそらくそうなる」との
見解が示された。

③については、「のれんを償却
するよう削除または修正」以下、「修正等」という「IASBが適用後レビューを行い検
中であることから、当面、修正
等せずに受け入れる」という2
つの案が、事務局から示された。
なお、関連して「企業結合で取
得した無形資産の識別」も検討
され、「償却処理に修正等を行う
場合でも、無形資産については
修正等せずに受け入れる」案が
示された。委員からは、「IFRS
Sは非償却のため減損テストが
厳しくなっている。償却するこ
ととする場合、セットで考える
こととなるのか」との質問が出
され、「おそらくそうなる」との
見解が示された。

会計

税効果会計専門委、始動へ—ASBJ

去る1月10日、企業会計基準
委員会は第279回企業会計基
準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

概念フレームワークDPPへの

コメント対応

これまでの審議を踏まえたコ
メント文案が事務局から提示さ
れた。主な内容は次のとおり。

- ・ 包括利益／純損益を「純資産を構成する認識された資産・負債について企業の財政状態／財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を用いて測定したある期間における純資産の変動」と定義する。
- ・ OCIを「包括利益と純損益が異なる場合に使用される『連結環』と定義する。

識するよう修正等する」、「ノン
リサイクリング処理および純利
息アプローチについて修正等す
る」、「OCIオプション指定さ
れた資本性金融商品のリサイク
リングを禁止する規定につい
て修正等する」、「公正価値オプ
ションに指定された金融負債の
リサイクリングを禁止する規定
について修正等する」という案
とともに、「概念フレームワーク
において純損益の議論をしてい

会計

る最中である点を踏まえ、当面、
修正等せずに受け入れる」とい
う案も示された。

また、④・⑤・⑧・⑫につい
て、「ガイダンスや教育文書等の
開発を検討する項目の候補とす
る」対応案が示された。委員か
らは特に、④に関して「実務上
不可能な場合」の判断基準、⑫
に関して「重要性」の判断基準等
についてのガイダンス等を求め
る声がかかれた。

要である

認識規準として蓋然性規準が必
要である

財政状態計算書の貸方の区分と
して、負債と持分の間に中間
区分を設ける

・ 認識規準として蓋然性規準が必
要である
・ 財政状態計算書の貸方の区分と
して、負債と持分の間に中間
区分を設ける
・ 会計単位の考え方は極めて重要
であり、今回の見直しにおい
て十分な検討を行わないとし
た場合でも、引き続き検討し
ていくことを奨励する

IFRSのエンドースメント手続

第7回IFRSのエンドース

金融

2014年安倍政権の経済

運営の課題

安倍首相は1月6日、年頭記
者会見で、今年の通常国会を

メントに関する作業部会におけ
る検討状況が報告され、審議が
行われた。
委員からは、修正後発事象の
会計処理について「頻度は稀と
はいっても、企業の自助努力で
避けられるものではない。制度
の違いによる修正等であれば
（国際的に）説明もしやすいの
は」といった意見が聞かれた。
また、修正等をしていないとする案
の理由について、「概念フレーム
ワークにおいて議論を行ってい
るから、というのは理由として
適切ではない」という意見や、
「IFRS自体の改訂を求めて
いくべきだから、でよいのでは
」といった意見が聞かれた。

税効果会計専門委員会専門委
員の選任

第277回委員会（本誌
2014年1月1日号（No.
1368）情報フラッシュ参照）
で税効果会計専門委員会の新設
が了承されたことを受け、専門
委員の選任案が提示され、了承
された。実務上の要請も大きい
ことから、速やかに検討が開始
される見込み。

「好循環実現国会」と名づけて、
経済の好循環、収入アップの実

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2013年12月25日	実務対応報告第30号 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」	ASBJ	従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引、受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引の会計処理に自己株式処分差額の認識時点などの当面の取扱いを定めるもの。適用期日は、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から。	2014年2月1日号別冊付録
2013年12月27日	金融庁告示第68号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件	金融庁	平成25年10月31日までに公表されたIFRIC解釈指針21号「賦課金」等に即して、一部が改正されたもの。	2014年2月1日号別冊付録
2013年12月27日	会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)	日本経済団体連合会	平成25年5月20日の改正法務省令の施行、退職給付に関する会計基準の公表等を踏まえ、改正事項に即した修正が講じられたもの。	2014年2月1日号別冊付録

現を目指す旨を国民に表明した。同時に、賃上げ企業への減税や企業の設備投資を促すために、来年度からの法人実効税率2.4%引下げと1兆円規模の投資減税について、あらためて言及している。

政権成立からこれまで、ドル・円相場は昨年年初から年末にかけて約22%上昇、日経平均株価は約54%上昇した。相場だけでなく景気指標も消費者物価指数が、生鮮食品を除く総合指数で2012年平均のマイナス0.1%に対して、2013年11月の前年同月比でプラス1.2%、また食料およびエネルギーを除く総合指数では前年マイナス0.6%に對して、2013年11月がプラス0.6%と明確に上昇基調をみせている。もちろん、総体的に好景気を誰もが感じるようになるまでには、まだ個人消費の盛り上がりや設備投資の増加、輸出の大幅な伸びといった状況が欲しいが、こうした各市場の相場動向や物価指数といったアベノミクス

で唯一稼働している第1の矢、異次元金融緩和の影響を直接受ける部分の変化だけでも好材料である。

ただし、日銀の黒田総裁が述べた物価上昇率2%達成の時期である「2015年度の真ん中か前半」というのは、現状の物価上昇率のままでは視野に入らない。

2013年は、株安・円高の巻戻しから急激な相場変動が起こった年だったが、今年も同様のペースが続くとは考えにくく、むしろ、国内だけでみても

新年の日経平均は、連日の下げで幕を開けた。昨年末の連騰を受けての調整とみられているようだが、ご祝儀相場となつてよい時期にしてはやや意外感のある展開である。投資家は今年の株式市場を、手放して安心していないということではないか。

ただ、ジャスダック株価、マ

ズ指数は上昇基調にあり、日経平均と対照的である。日経平均は少数の値高株の動きに影響されるところが大きい。実勢以上に下落したようにみえるのだという指摘もある。

一方、アメリカ株は新年も順

証券

年初株安の意味するものは何か

マイナス要因が控えているためだ。そうした障害を乗り越えた後に、日本経済の安定成長軌道がみえてくるだろう。国内の経済要因でリスクとなるのは、4月に予定されている消費税の税率引上げによる国内需要の落ち込み、さらにこれまで低位安定を続けてきた長期金利が上昇に転じるリスクである。

外交・安全保障政策での明確な指向性から賛否両論ある安倍政権だが、こうした経済運営でも仮に失敗すれば政権を揺るがすリスクは潜んでいる。

また、アメリカ以外の世界経済の動向も注視することが必要だ。もちろん、中国経済はその筆頭である。中国経済は数年来の減速傾向からすると、今年は下げ止まり、持ち直しの年になることが見込まれている。突発的な事態が発生しなければ、このような大勢観は十分に受け入れられるものである。

さて、日本経済である。足元は順調な景気上昇が続いており、2年目になるアベノミクスの成果を認めないわけにはいかないが、問題はこれからである。3本の矢のなかで、成長戦略が不十分であることは、誰しも認めるところである。今年、消費税率引上げによる攪乱が不安視されるなかで、適切な成長政策を打って成長軌道を外れずに走り続けることができるだろうか。

調なスタートを切った。アメリカ景気の力強さは昨年末にQ E 3の縮小を現実のものにしたが、今年さらさらに縮小が進むだろう。しかし、株価はそれを乗り越えていけるはずだという読みがあると思われる。FRBの金融政策に対する信頼は揺るがないのである。

そのアメリカも、昨年末のサマーズ元財務長官の長期停滞懸念という講演が大きな反響を呼んでいるように、デフレの不安がないわけではない。しかし、アメリカ経済の基本的な強さは安心してみてよいと思われる。

懸念されるのは、安倍首相の政策展開である。確かに、2013年の政策手腕にはみるべきものがあった。ただし、特定秘密保護法案を巡る混迷、年末の靖国参拝は疑問のあるところだ。今年には政策の優先順位をしっかりと守って欲しい。